令和８年度第５回福島地方最低賃金審議会

日時：令和８年９月７日（月）
午前 10 時 00 分～
場所：ラコパふくしま５階
会議室Ａ

次　　第

１．開会

２．定足数の確認

３．議事
（１）福島県最低賃金改正答申の異議申出について
ア　異議申出に対する諮問
イ　異議申出に対する審議
ウ　異議申出に対する答申

４．その他

５．閉会

令和８年度第５回福島地方最低賃金審議会
会　議　資　料　目　次

（資料№）　　（頁）

１　異議申出書

・令和８年度（2026 年度）福島県最低賃金の改正答申に対する異議申出書
（福島県労働組合総連合）・・・・・・・・357

２０２６年９月４日

福島労働局長　岡田直樹様

令和８年度（2026 年度）福島県最低賃金の改正答申に対する異議申出書

福島市五月町２－５
福島県労働組合総連合
議　長　野木茂雄

福島地方最低賃金審議会は、8 月 20 日、今年度の福島県最低賃金の改正について、①現行の 1,033 円から 61 円引き上げて、時間額 1,094 円、②発効日は法定どおりとし、最短で「令和 8 年 10 月 16 日」、③政府・福島県への要望という内容の答申を行いました。審議会では、最低賃金決定の 3 要素（労働者の生計費、労働者の賃金、通常の事業の支払い能力）を検討したうえで、賃金格差による県外への人材流出を防ぐため格差是正が喫緊の課題と位置づけ、中央最低賃金審議会が示した目安額 56 円に 5 円上乗せし、61 円引き上げるという結論を出されました。このことにより、東京都との差が 7 円縮小されたことは意義深いものと考えています。また、発効日について、最低賃金の目的である「賃金の低廉な労働者に最低限の賃金を保障し、労働者の生活の安定を図ること」に寄与するために、とくに 11 月以降の冬季の光熱費上昇を考慮し、その前の 10 月発効としたこと、加えて、福島県の中小企業・小規模事業者がさまざまな困難の中で、最低賃金を引き上げやすい環境を整備するために、具体的な支援策を政府と福島県に対して求めていることも重要だと考えています。

しかし、今年度の引き上げによっても、その金額の低さや地域間格差の問題は解決できていません。

以上をふまえ、下記の異議申出を行います。

記

１．時間額 1,094 円とすることは不服であり、さらに引き上げること。
２．国に対し、全国一律の最低賃金制度の法制化を求めること

理由

（１）今年度の引き上げによっても、労働者が生活できる水準にはなっていないからです。

今年度の改正答申では、中央最低賃金審議会が示した目安額 56 円に 5 円上乗せし、時間額 1,094 円としました。この時間額である場合、法定労働時間である 1 か月 173.8 時間労働では、月額 19 万 138 円、1 か月あたりの平均的な所定労働時間である 150 時間労働では、月額 16 万 4100 円、福島県令和 7 年度月平均労働時間である 141.3 時間では、月額 15 万 4583 円です。この額面から税金と社会保険料（約 20%）が引かれるため、手取りはさらに減少します。中東

情勢も影響し、食料品をはじめあらゆるものが値上がりし続けており、全国平均との比較で物価上昇率はやや低いとはいえ、労働者の生活はさらに追い詰められている状況にあります。

私たちが実施した「最低生計費試算調査」（25 歳単身者が 1 か月に必要な生計費を試算した調査、2016 年実施、2026 年改定）では、月額 282,774 円が必要との結果となり、時間給換算で、月 173.8 時間労働の場合 1,627 円、月 150 時間労働の場合 1,885 円になりました。福島県で働き暮らしていくためには、少なくとも時間額 1,500 円以上が必要です。

よって、さらなる引き上げを求めるものです。

（２）東京都などとの大きな格差が残ったままだからです。

今年度の改正答申により、福島県と東京都との格差は 7 円縮まりましたが、依然として、その差は時間額で 186 円です。法定労働時間である 1 か月 173.8 時間労働では、月額 3 万 2327 円、年額 38 万 7924 円の差になります。1 か月あたりの平均的な所定労働時間である 150 時間労働では、月額 2 万 7900 円、年額 33 万 4800 円の差が生じ、福島県令和 7 年度月平均労働時間である 141.3 時間では、月額 2 万 6282 円、年額 31 万 5382 円の差になります。今年度の審議会や専門部会でもご指摘のあった通り、私たちは、こうした賃金格差の大きさが、労働者の県外流出の大きな要因になっていると考えています。

前述の「最低生計費試算調査」では、全国のどこに住んでいても、必要な生計費に地域差はないことが明らかになっています。非正規労働者の割合が高い医療や介護、福祉関係を含め、地域インフラや生活を支えるエッセンシャルワーカーの賃金は最低賃金と強く連動しています。私たちは、最低賃金の大幅な改善は、深刻化する人手不足の緩和や労働力の質的向上と定着を後押しするものであると考えます。

さらに、現在の最低賃金の地域間格差に合理性はなく、国際的に見ると全国一律が主流となっています。令和 7 年度の加重平均 1,121 円を上回るのは 7 都府県のみであり、地方からの人口流出、都市部への人口集中を招いています。

よって、全国一律最低賃金制度の確立とともに、最低賃金額のさらなる引き上げを求めるものです。

（３）「政府・福島県への要望」について

今年度の改正答申でも「政府・福島県への要望」が明記されました。エネルギーや原材料価格の高騰等による非常に厳しい経営実態をふまえた中小企業・小規模事業者への支援策については賛意を示すものです。最低賃金の大幅な引き上げのためには、政府による抜本的な支援が不可欠であり、とくに生産性向上や価格転嫁対策とともに、賃上げに対する直接助成（社会保険料の事業主負担分の減免制度の創設や賃金増加分の補填など）が効果的だと考えています。引き続き、私たちも、その実現を求めて、国や県への働きかけを強めていくことを申し添えます。

以上